

第7回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和5年12月25日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- |     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第1  | 会議録署名委員の指名について                                |     |
| 第2  | 会期決定について                                      |     |
| 第3  | 会務報告  |     |
| 第4  | 報告第12号 農用地利用調整関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 3件  |
| 第5  | 報告第13号 農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて              | 1件  |
| 第6  | 報告第14号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について                   | 3件  |
| 第7  | 議案第27号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                     | 3件  |
| 第8  | 議案第28号 農業振興地域整備計画の変更について                      | 2件  |
| 第9  | 議案第29号 農用地の買入協議に係る要請について                      | 2件  |
| 第10 | 議案第30号 農用地利用集積計画の作成の要請について                    | 12件 |

○出席委員(15名)

1番	平山 正志 君	2番	澁谷 洋 君	3番	大泉 義明 君
4番	小野寺典男 君	5番	佐藤 松喜 君	6番	渡邊 裕義 君
7番	森田 享子 君	8番	舟山 珠代 君	9番	津野 齊 君
10番	甲斐やす子 君	12番	山本 政弘 君	13番	熊谷 英二 君
14番	嶋中 勝 君	15番	遠藤 聡 君	16番	佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

●番 ●●●● 君      ●番 ●●●● 君      ●番 ●●●● 君

○欠席委員(1名)

11番 笛木 眞一 君

○その他出席者

事務局長	村山 尚 君	事務局次長	小幡 裕也 君
振興係長	和田 千春 君	農地係長	青島 雅明 君
主任	湊谷 沙紀 君		

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第7回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時02分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・熊谷君 15番・遠藤君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第7回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第12号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第12号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。  
農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。  
報告第12号について説明させていただきます。  
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について  
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。  
指名したあっせん委員は別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出面積 38.8h a  
指名年月日 令和5年11月29日  
申出の種類 売買。  
指名あっせん委員は、津野委員、甲斐委員、山本委員、遠藤委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出面積 6.5h a  
指名年月日 令和5年12月11日  
申出の種類 売買。  
指名あっせん委員は、平山委員、笛木委員、熊谷委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん。  
申出面積 27.6h a  
指名年月日 令和5年12月13日  
申出の種類 売買。  
指名あっせん委員は、澁谷委員、甲斐委員、熊谷委員。  
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3まで、内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。  
報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第12号、内容3件は報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

◎報告第13号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第13号、農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、内容1件を議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第13号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出の取りやめについて、農用地利用関係調整・あっせん申出について別紙のとおり取りやめがあったので報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出取りやめ者、●●●●、●●●●さん。

申出面積、38.8ha

指名年月日、令和5年11月29日。

申出の種類、売買。

取りやめ申出年月日、令和5年12月14日。

取りやめ面積、38.8ha

取りやめの理由については、都合によりとなっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第13号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第14号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第14号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第14号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 甲斐委員、熊谷委員

報告年月日 令和5年12月15日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上オソツベツ原野339

現況地目 畑

面積 35,078㎡外1筆、合計面積は80,460㎡

価格 3,750,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字上オソツベツ原野基線65-1

現況地目 畑

面積 10,197㎡外1筆、合計面積は25,515㎡

価格 594,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在 字上オソツベツ原野7線西6

現況地目 畑

面積 50,038㎡外3筆、合計面積は108,719㎡

価格 4,436,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

続きまして、

土地の所在、字上オソツベツ原野 7 1 - 1

現況地目 畑

面積30,187㎡外 5 筆、合計面積は61,259㎡。

価格 2,241,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

なお番号 1 につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2 番・澁谷君。

○2 番（澁谷 洋君） 2 番、澁谷です。

報告第 1 4 号、番号 1 について報告いたします。

令和 5 年 1 月 15 日に甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で第 1 回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

次の議事となります報告第 1 4 号、番号 2 及び番号 3 につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（1 4 名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、報告第 1 4 号、番号 2 及び番号 3 の審議終了後に入室、着席いたします。

嶋中職務代理をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○会長職務代理（嶋中 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 小野寺委員

あっせん委員 津野委員、山本委員、遠藤委員

報告年月日 令和5年11月17日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字中チャンベツ242-13

現況地目 畑

面積 74,414㎡外2筆、合計面積は190,642㎡

価格 7,408,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして、

土地の所在 字中チャンベツ242-18

現況地目 畑

面積 118,182㎡外11筆、合計面積は329,928㎡

価格 12,845,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお、番号3につきましては、あっせん委員長、あっせん委員、報告年月日が番号2と同じであ

りますので、説明を省略させていただきます。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字中チャンベツ242-94

現況地目 畑

面積 22,589㎡

価格 917,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号2及び番号3につきましてはあっせん委員長であります小野寺委員より報告をお願いいたします。

○会長職務代理（嶋中 勝君）4番・小野寺君。

○4番（小野寺典男君）4番、小野寺です。

報告第14号 番号2から番号3について報告いたします。

令和5年11月6日に津野委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和5年11月17日に下茶安別コミュニティハウスにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理（嶋中 勝君） 以上をもって番号2から番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、4番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長会長職務代理（嶋中 勝君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長会長職務代理（嶋中 勝君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3については報告のとおり承認されました。

（●●●●君復席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 佐藤会長に申し上げます。



報告第14号、番号2から番号3まで内容2件については、承認されたことを報告いたします。  
ここで議長の交代をいたします。  
休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
以上をもって、報告第14号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第27号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第27号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第27号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字弟子屈865-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、100,000㎡外3筆。合計面積は500,000㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年4月30日。

契約期間、令和3年4月30日から令和8年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和5年11月30日となっております。

なお、番号2から番号3につきましては、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号1と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号2

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字標茶625-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、40,475㎡外10筆。合計面積は212,386㎡。

契約年月日、令和3年5月28日。

契約期間、令和3年5月28日から令和8年5月27日まで。

続きまして、

番号3

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野110-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、50,886㎡外16筆。合計面積は255,359㎡。

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和10年4月26日まで。

なお、番号1から番号3については、平山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第27号、番号1から番号3について説明させていただきます。

12月20日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人、●●●●さんの要望により、賃貸人、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんと合意解約するものです。

土地の引渡し時期は令和5年11月30日で、賃貸借の解約が合意された年月日は令和5年11月30日と確認しており、引渡期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第27号、内容3件は原案可決されました。

(●●●●君復席)

◎議案第28号

○会長(佐藤徳市君) 日程第8。議案第28号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第28号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字西熊牛原野西3線68番地1

現況地目、畑。

面積、48,103㎡の内35,476㎡。

事業主体、川上郡標茶町川上4丁目2番地、標茶町。

土地所有者は●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 14番・嶋中君。

○14番(嶋中 勝君) 14番、嶋中です。

議案第28号 番号1について報告いたします。

令和5年12月13日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてみました。

申請地は参考資料の1ページから2ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北1線176-2

現況地目、原野。

面積、5,079㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、釧路市川端町4丁目8番地、株式会社H.Eエナジー釧路支店。

事業開始は除外後。

事業の規模等は太陽電池パネル180枚。

土地所有者は●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野 齊君） 9番、津野です。

議案第28号 番号2について報告いたします。

令和5年8月16日に小野寺委員、山本委員、遠藤委員と私、事務局より小幡次長で現地調査をまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は土地所有者から太陽光発電設備建設をしたいと確認をとっております。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第28号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第29号

○会長（佐藤徳市君） 次の議事となります議案第29号につきましては、議長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、審議開始から終了まで退席いたします。

議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。

よろしいでしょうか。

○出席委員全員（14名） 異議なし。

○会長（佐藤徳市君） それでは、議案第29号、番号2及び番号3の審議終了後に入室、着席いたします。

嶋中職務代理にお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○会長職務代理（嶋中 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9。議案第29号、農用地の買入協議に係る要請について、内容2件を議題といたします。お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理(嶋中 勝君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長職務代理(嶋中 勝君) 事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第29号について説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり2件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年11月1日。

土地の所在、字中チャンベツ242-13。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積74,414㎡外14筆、合計面積は520,570㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和5年11月8日。

土地の所在、字中チャンベツ242-94。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積22,589㎡。

以上です。

○会長職務代理(嶋中 勝君) 以上をもって番号1から番号2について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理(嶋中 勝君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理（嶋中 勝君） ご異議ないものと認めます。  
よって、番号1から番号2については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長職務代理（嶋中 勝君） 佐藤会長に申し上げます。  
議案第29号、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されたことを報告いたします。  
ここで議長の交代をいたします。  
休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
以上をもって、議案第29号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第30号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第30号、農用地利用集積計画の作成の要請について、  
内容12件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。  
よって、番号1から番号4まで内容4件を、一括議題といたします。  
事務局より内容説明させます。  
振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第30号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり12件となっております。

#### 番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野339。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、35,078㎡外1筆、合計面積は80,460㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和5年12月28日。

対価の支払期限、令和6年3月8日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、3,750,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

#### 番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線65-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、10,197㎡外1筆、合計面積は25,515㎡。

対価の支払期限、令和6年3月15日。

価格、594,000円。

#### 番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野7線西6。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、50,038㎡外3筆、合計面積は108,719㎡。

対価の支払期限、令和6年3月15日。

価格、4,436,000円。

#### 番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野71-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,187㎡外5筆、合計面積は61,259㎡。

対価の支払期限、令和6年3月15日。

価格、2,241,000円。

なお、番号1から番号4はあっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。  
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。



原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号5から番号9まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号9まで内容5件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内19-18。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,033㎡外48筆、合計面積592,965㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年1月1日から令和10年12月31日。

土地の引渡時期、令和6年1月1日。

金額、年間942,000円。

支払い方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号9につきましては、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が、番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、

番号6

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内19-11。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、6,040㎡外7筆、合計面積は361,079㎡。

金額、年間805,620円。

続きまして、

番号7

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北1線169。

地目、登記簿、牧場、現況、畑。

面積、16,092㎡外37筆、合計面積は336,846㎡。

金額、年間614,205円

続きまして、

番号8

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内原野北1線189-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、552㎡外5筆、合計面積は5,391㎡。

金額、年間16,173円。

続きまして、

番号9

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字阿歴内30-16。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,928㎡外26筆、合計面積は285,480円。

金額、年間472,240円。

なお、番号5から番号9につきましては、遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いします。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤 聡君） 15番、遠藤です。

議案第30号、番号5から番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号9まで内容5件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号10から番号12まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字弟子屈865-2の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、100,000㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年1月1日から令和10年12月31日。

土地の引渡時期、令和6年1月1日。

金額は年間1,250,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11から番号12については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号10と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号11

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字標茶625-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積40,475㎡外10筆、合計面積は212,386㎡。

金額、年間343,497円。

番号12

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野110-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積50,886㎡外16筆、合計面積は255,359㎡。

利用権の期間、令和6年1月1日から令和15年12月31日。

金額、年間810,000円。

なお、番号10から番号12については平山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第30号 番号10から番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月20日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、議案第30号、内容12件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第7回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の

審議は、全部終了いたしました。

第7回標茶町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時52分閉会)